

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例及び尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月15日

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市条例第11号

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例及び尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成7年尼崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(尼崎市旅館業に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市旅館業に関する条例(平成20年尼崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に改め、同条第3号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第6号中「ロビー」を「玄関広間等」に改める。

第4条を削る。

第5条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「から第5条まで」を「及び第4条」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条第1号中「第5項」を「第4項」に改め、同条第2号中「第1条第1項第4号又は第2項第4号」を「第1条第1項第2号」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

付則第2項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第6条」を「第5条」に改める。

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。